

千葉県特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項の規定に基づく指導並びに法第58条の8第1項の規定に基づく監査に関し、必要な事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 この要綱に基づく指導（以下「指導」という。）は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、法第58条の3に定める特定子ども・子育て支援提供者（以下「設置者等」という。）の責務、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）に定める特定子ども・子育て支援の提供及び施設の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）に関する事項について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給の過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 この要綱に基づく監査（以下「監査」という。）は、特定子ども・子育て支援施設等について、法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に定める措置、取消し及び停止等に相当する違反の疑いがあると認められる場合、施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合、施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合又は第5条第1項に規定する実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、監査に移行した場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、法第7条第10項各号に規定する子ども・子育て支援施設等とする。

(指導及び監査事項)

第4条 この要綱に基づく指導及び監査事項は、運営基準第53条から第61条に規定されている事項について実施する。

(指導の実施)

第5条 指導は、設置者等を一定の場所に集め、運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例の内容説明を講習等の方法により行う指導（以下「集団指導」という。）と、特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う指導（以下「実地指導」という。）に区分して実施するものとする。

2 実地指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対して、定期的かつ計画的に行う。

3 前項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の18の2、第46条及び第59条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 19 条に基づき実施する保育所等の指導監査及びその他書類検査等と併せて実施するよう努めるものとする。

また、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園及び認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた認定こども園等の実地指導は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき千葉県が実施する立入検査と併せて実施するよう努めるものとする。

（監査の実施）

第 6 条 監査は、次の各号に該当し、特に必要があると市長が認める場合に実施する。ただし、実地指導中に各号に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を実施できるものとする。

- （1）特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- （2）特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不正が疑われる場合
- （3）意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- （4）上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

（指導及び監査の実施通知等）

第 7 条 指導及び監査の実施通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

（1）集団指導の実施通知

対象施設等を決定し、集団指導の日時、場所及び指導内容等を設置者等へ通知する。

（2）実地指導の実施通知

対象施設等を決定し、実地指導の日時、場所及び指導内容等を特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）通知書（様式第 1 号）により設置者等へ通知する。

（3）監査の実施通知等

監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を特定子ども・子育て支援施設等への確認監査通知書（様式第 2 号）により設置者等へ通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合や事案の緊急性・重大性を踏まえ事前通告なく監査を行うことが適切である場合等、これにより難い場合はこの限りではない。

2 実地指導又は監査を効率的に実施するため、特定子ども・子育て支援施設等に対し事前に資料並びに帳簿書類その他の物件の提出及び報告をさせることができる。

3 実地指導を行った場合には、実施場所等において、その結果について特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対し講評を行うものとする。

（実地指導結果の通知等）

第 8 条 実地指導結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うも

のとする。

(1) 改善を要しない場合

ア 実地指導の結果、改善を要すると認められる事項がない場合は、特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）結果通知書（様式第3号）により設置者等へ通知する。

(2) 改善を要する場合

ア 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）結果改善措置通知書（様式第4号）により設置者等へ指導内容の通知を行う。

イ 通知により指摘した事項については、設置者等から60日以内に確認指導（実地指導）に関する改善報告書（様式第5号）の提出を求めるものとする。

（監査結果の通知等）

第9条 監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 改善を要しない場合

ア 監査の結果、改善を要すると認められる事項がない場合は、特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果通知書（様式第6号）により設置者等へ通知する。

(2) 改善を要する場合

ア 監査の結果、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合については、特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果改善措置通知書（様式第7号）により設置者等へ通知を行う。

イ 通知により指摘した事項については、設置者等から60日以内に確認監査に関する改善報告書（様式第8号）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に基づく監査結果や改善報告書の内容について、必要に応じて千葉県知事に情報提供を行うことができる。

（勧告）

第10条 市長は、法第58条の9第1項各号に掲げる次の区分に該当すると認めるときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

(1) 幼稚園または特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く設置者等が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(2) 運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

2 勧告は、原則として特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果通知書（勧告）（様式第9

号)により行い、設置者等に勧告から 60 日以内に確認監査に関する改善報告書(様式第 8 号)の提出を求める。

- 3 当該設置者等が期限内に勧告に従わなかった場合は、法第 58 条の 9 第 4 項に基づき、その旨を公表することができる。

(命令)

第 11 条 市長は、設置者等が正当な理由がなく勧告に係る措置を取らなかったときは、法第 58 条の 9 第 5 項に基づき、設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

- 2 命令は、原則として特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果通知書(命令)(様式第 10 号)により行い、設置者等に命令から 60 日以内に確認監査に関する改善報告書(様式第 8 号)の提出を求める。
- 3 命令を行ったときは、法第 58 条の 9 第 6 項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等に認可等を行った千葉県知事等に通知する。

(確認の取り消し等)

第 12 条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 10 第 1 項各号のいずれかに該当する場合、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、または期間を定めてその確認の全部もしくは一部の効力を停止(以下「確認の取り消し等」という。)することができる。

- 2 前項の規定により、確認の取り消し等を行ったときは、法第 58 条の 11 第 1 項第 3 号の規定に基づき、当該特定子ども子育て支援施設又は事業所の名称及び所在地等を公示する。
- 3 第 1 項の規定により確認を取り消された特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して 5 年を経過するまでの間は、法第 58 条の 2 の申請をすることができない。

(聴聞又は弁明の機会)

第 13 条 監査の結果、当該設置者等に対して命令又は確認の取り消し等の処分(以下「取り消し処分等」という。)を行おうとする場合には、監査後、取り消し処分等の予定者に対して、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項各号の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号に該当する場合を除く。

(他市町村との情報共有)

第 14 条 他市町村に所在する特定子ども子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第 5 条各号に該当するおそれがある情報を取得し、違反疑義等の確認について必要があると考えられるときは、確認の権限がある市町村に対し、当該特定子ども子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

- 2 他市町村から前条に基づく要請を受け、特定子ども子育て支援施設等の監査を実施する場合は、

監査結果や改善報告書等について、要請を受けた市町村のほか、当該特定子ども子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供をすることとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号

第 号
年 月 日

所在地
法人名
代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）通知書

千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出いただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

様式第2号

第 号
年 月 日

所在地
法人名
代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査通知書

千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 実施目的
- 5 指導職員の氏名
- 6 その他連絡事項

様式第3号

第 号
年 月 日

所在地
法人名
代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）結果通知書

千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第5条の規定により実施した確認指導の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認指導について

実施年月日

対象施設等

様式第 4 号

第 号
年 月 日

所在地

法人名

代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）結果改善措置通知書

千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第 5 条の規定により実施した確認指導の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日

対象施設等

2 確認指導（実地指導）の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当が有の場合) 別紙 1 のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。 また、改善した内容について、本通知から 60 日以内に様式第 5 号にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当が有の場合) 別紙 1 のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

様式第4号別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等

対象施設等

確認指導実施日

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

様式第5号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地
法人名
代表者名

確認指導（実地指導）に関する改善報告書

年 月 日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書

対 象 施 設 等

確認指導結果通知日

改善報告を要する事項	改善した内容

様式第 6 号

第 号
年 月 日

所在地

法人名

代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果通知書

千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第 6 条の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認監査について

実施年月日

対象施設等

所在地

法人名

代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果改善措置通知書

千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第6条の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認監査について

実施年月日

対象施設等

2 確認監査の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当が有の場合) 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。 また、改善した内容について、本通知から60日以内に様式第8号にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(該当が有の場合) 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

【審査請求等について】

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

対象施設等

監査実施日

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

様式第8号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地
法人名
代表者名

確認監査に関する改善報告書

年 月 日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書

対 象 施 設 等
確認指導結果通知日

改善報告を要する事項	改善した内容

所在地

法人名

代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果通知書（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の9及び千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第6条の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、様式第8号にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、子ども・子育て支援法第58条の9の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取り消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日

対象施設等

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【審査請求等について】

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

所在地

法人名

代表者名

様

千葉市長

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査結果通知書（命令）

子ども・子育て支援法第58条の9及び千葉市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱第6条の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命令します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、様式第8号にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、子ども・子育て支援法第58条の10の規定により、確認の取り消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日

対象施設等

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【審査請求等について】

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。